

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会安房分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび安房分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和 7 年 7 月 1 5 日

千葉県バス対策地域協議会安房分科会
(事務局：安房地域振興事務所企画課内)
電話 0 4 7 0 (2 2) 7 1 3 3

別記第 7 号様式

千葉県バス対策地域協議会安房分科会第 1 回分科会協議結果総括表

分科会名：安房分科会
協議年月日：令和 7 年 4 月 2 8 日

協 議 路 線				関 係 市 町 村	分 科 会 に お け る 協 議 結 果	備 考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実 施 予 定 年 月 日)			
日東交通 株式会社	鴨川市内線	仁右衛門島入口・ 誕生寺入口 (天津駅前)	国県補助を受けて 運行を維持 (令和 7 年 10 月 1 日)	鴨 川 市	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市(鴨川市)の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日)	

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

N o.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
3	日 東 交 通 株 式 会 社	鴨川市内線	仁右衛門島入口・誕生寺入口 (天津駅前)	・沿線住民の亀田病院等の医療機関への通院 ・沿線の職場への通勤やＪＲ駅の利用、各学校への通学	令和 7 年度と比較して 収支率 1 %以上改善	【広報】 ・ホームページ等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体を活用し、路線に関する情報提供や利用促進を行う。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通株式会社
						【その他】 ・公共交通の乗り方教室や PR イベントを実施する。 ・JR ダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。	令和 7 年 10 月以降 実施予定	鴨川市・日東交通株式会社 日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 2 9 年 4 月 2 8 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。